

新生面

新潟水俣病の判決
のあと、改めて、本
家、水俣病の実態を
見直してみた。発生
から十五年、すでに
死者四十八人、公害
病認定患者百三十四
人、そしていま認定

申請中の患者が百二十九人。いわゆる隠れ水俣病といわれる潜在患者となると、その数はわからない。しかし病気が起こったのが、

九州の一都市であったために、全国的に注目されることも少なかった。時代はようやく変わった。水俣病の救済しきは政治をめざめさせ、行政による救済の手が、被害者にのべられ始めた▼水俣病の被害者を認定する機関として、県に

医学者から成る審査会が設けられている。一カ月ほど前、審査のあり方について注文をつけた環境庁の新方針に疑義を持ち、一部委員が辞意を表明するという一件があったが、このほど委員も納得、二

日に再開された▼国の新方針に基づき、審査会の答申方法が改められた。つまり水俣病の症状や有機水銀の影響について、医学的判断だけを答申し、認定は県当局にまかせるというやり方である。こう

して審査結果が、きょう県に答申される▼これまで審査会は、水俣病であるか、ないか、という二者択一の答申方法をとっていた。だから最終決定である。どこで環境庁の方針は、疑わしいものは救済せよ、というのである。公害被害者救済法の目的からみれば、当

たり前である▼答申をうけて、県は、独自で判断せねばならぬ。医学的判断にプラスして、どれだけ行政的配慮を加えるか、である。これまで、密つてたかっていたじめ

られたつづけた被害者のごことを思うと、いまからでもおそくない。法律の趣旨を生かした暖かい配慮がほしい▼同じことは、隠れ水俣病患者にも言えることである。県は

きょうから不知火海沿岸の住民を対象に、初めて住民の一斉検診を行なう。まず手始めがアンケート調査、ついで疑わしいものについて、医師団の検診という段取り

である▼水俣病は不治の病といわれる。一度かかった人を、もとのからだに直すことはむずかしいかもしれない。だが、患者はもちろんのこと、疑わしい患者、潜在患者

を認定して、できるだけの努力を試みるのは、社会の義務というべきであらう。